

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年8月14日掲載)

8/28 修正

No.66	現状の主な次世代育成支援施策・費用負担・考え方について述べよ。		
解答	制度・給付サービス	費用負担	考え方
	①育児休業給付	<p>【国1/8, 保険料(労使折半)7/8】</p> <p>※ただし, 当分の間, 国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p>	<p>・雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は, 労働者および事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから, 労使折半により負担。</p> <p>・また, 保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく, その責任の一端を担うべきであることから, 一部を国庫負担。</p> <p>(育児休業給付については, それに準じた取扱い)</p>
	②保育所	<p>① 公立</p> <p>【市10/10】</p> <p>② 私立</p> <p>【国1/2, 県1/4, 市1/4】</p>	<p>・児童福祉施設最低基準(憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための費用の裏づけをすることにより, 児童に対する公の責任を果たそうとするもの。</p> <p>・なお, 公立保育所については, 地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ, 2004年度から一般財源化。</p>
	③児童手当	<p>① 被用者(3歳未満)</p> <p>【国・県・市各1/10, 事業主7/10】</p> <p>② 被用者(3歳以上)</p> <p>【国・県・市各1/3】</p> <p>③ 公務員</p> <p>【所属庁10/10】</p> <p>④ 非被用者(自営等)</p> <p>【国・県・市各1/3】</p>	<p>・日本の将来を担う児童の健全育成の観点から, 国が一定の負担。</p> <p>・地域住民の福祉増進にも密接につながるため, 地方も一定の負担。</p> <p>・児童の健全育成・資質向上を通じて, 将来の労働力確保につながることから, 被用者に対する支給分について, 事業主も一定の負担。</p> <p>※ 上記の考え方を基本とした上で, 2000年・2004年・2006年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については, 所得税の人的控除の見直し等により財源が賅われた経緯から, 事</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

			業主の負担を求めている。
	④児童育成事業 (放課後児童クラブ・ 病児病後児保育・一 時預かり・地域子育て 支援拠点等)	【事業主 1/3, 県 1/3, 市 1/3】	・地域住民の福祉に密接につながることに よ, 地方も一定の負担。 ・現在および将来の労働力確保の観点から, 事 業主も一定の負担。
	⑤次世代育成支援対 策交付金 (延長保育・全戸訪問 事業・ファミリーサポ ートセンター事業等)	【国 1/2, 市 1/2】	・次世代育成支援対策推進法に基づく措置の 推進の一環として, 国の負担による補助を行う もの。

(注)「問題 71 次世代育成支援に関するサービスのうち「児童手当制度」の沿革を示せ。」を参照のこと。